

颯走塾規約

第1章 総則

第1条（名称）

本クラブは、「颯走塾(さっそうじゅく)」(英名：TEAM SASSO 以下「本クラブ」という)と称し、事務局を東京都江東区亀戸8-26-5に置く。

第2条（目的）

本クラブはランニングを通じて、マラソンをはじめとする陸上競技の普及、振興を図るとともに、競技力向上、心身の健康増進、また市民ランナー同士の親睦を図ることを目的とする。

第2章 事業

第3条（事業）

本クラブは第2条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. マラソン・ランニング練習会の開催
2. マラソン・ランニングイベントの企画・運営
3. マラソン・ランニングの公認大会出場者へのサポート及び指導
4. トレーニング合宿・親睦合宿の企画・運営
5. 各種イベント・懇親会の企画・運営
6. 各種駅伝大会・競技会への参加
7. マラソン・ランニング大会・教室の運営協力
8. 各種スポーツグッズ、ウェア等の製作・販売
9. その他、メールマガジンの発行等、本クラブの目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

第4条（会員資格）

本クラブに入会できる者は、本クラブの趣旨に賛同した健康な男女とする。（未成年者については保護者の同意が必要）

第5条（会員区分）

第2条の目的に賛同の上、第3条に掲げる本クラブの事業運営に協力する者を正会員とし、それ以外の会員を一般会員とする（以下、特に区分しない限り、これらを総じて、「会員」という）。なお、一般会員は総会においての議決権を有しない。

第6条（入会）

本クラブに入会を希望する者（以下、「入会希望者」）は、本規約に同意の上、所定の申込書に必要事項を記入し、事務局に申請する。事務局は、申込内容に不備や健康上の問題がないかどうかを確認し、すみやかに入会希望者に対し結果を通知する。本クラブの承諾を得た入会希望者は、定められた期限までに所定の会費を決められた方法で納入するものとする。

なお、一般会員が、本クラブの主催する練習会及び各種イベントに参加する場合には、個別に定める参加費を別途負担する。

第7条（退会）

本クラブを退会する者は、前月の15日までに事務局に予め連絡の上、所定の退会届けを事務局まで提出しなければならない。

第8条（更新）

本クラブでは、会員からの退会の意思表示がない場合、自動更新とする。退会を希望する者は、第7条に掲げる所定の手続きを行わなければならない。

第9条（会員資格の一時停止・除名）

本クラブは、会員が次の各号の1つに該当すると認めた場合は、会員資格を一時停止・除名することができる。

1. 本クラブの規約およびその他定めた事項に違反した場合
2. 本クラブの名誉、信用を損なう行為、または公序良俗を乱す行為があった場合
3. 本クラブの秩序を乱す行為があった場合
4. 期限を過ぎても会費を納入せず、本クラブからの勧告にも応じない場合
5. その他、当該会員の行為等により、本クラブの運営に支障がでると事務局が判断した場合

第10条（ビジター）

本クラブでは、会員以外のビジターもクラブが主催する練習会及び各種イベントに参加できるものとする。ただし、定員を超える参加希望があった場合には、会員を優先する。

なお、これらの参加に際しては、個別に定めるビジター参加費を支払うものとする。

第11条（会費）

本クラブの会費は、年間4,000円とする。（スポーツ団体保険料含む）

会費の納入方法、納入期限等については本クラブが定めるものとし、会費の納入にかかる金融機関等の手数料その他は、会員が別途負担する。

なお、会費の適応期間は、毎年4月1日より翌年3月31日とし、中途入会の場合の減額・中途退会時の返還は行わない。

第4章 総会

第12条（総会）

本クラブは、毎年一度定期総会を開催する。但し、重要決議事項が発生した場合、臨時総会を行うこともある。総会は正会員で構成し、クラブ代表と重要事項を審議し、総会出席者の過半数を以て決議する。

第5章 会計

第13条（会計年度）

本クラブの会計年度は4月1日から翌年3月31日までとする。

第14条（運営経費）

本クラブの運営にかかる経費は、会費、練習会等の参加費、並びに寄付金等をもって、これにあてる。

第6章 補則

(付則)

1. 本規約は平成26年1月1日から施行する。